

奈良県告示第四百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が地すべりである土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
黒滝村鳥住（〇〇一）地すべり警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び黒滝村役場総務課
黒滝村中戸（〇〇一）地すべり警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び黒滝村役場総務課
黒滝村笠木（〇〇一）地すべり警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所 及び黒滝村役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。